

○農林水産省告示第七百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を次のように定める。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理 国务大臣 齋藤 健

（申請人の基準）

第一条 林業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第

八十八号) 第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していいないこととする。

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第二条 林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という)の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前二号のいずれに

も該当する登録支援機関に委託していること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。